

平成20年度決算における財政の健全化判断比率

○財政の健全化判断比率とは？

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）が平成21年4月1日から全面施行されたことにより、健全化判断比率の4つの指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）と、公営企業会計に係る資金不足比率を算定し、公表することが義務付けられました。

○指標の基準を超えると？

◆早期健全化基準を超えた場合

自治体の自主的な改善努力による健全化を図るため、財政健全化計画を策定しなければなりません。

◆財政再生基準を超えた場合

国の関与による確実な再生を図るため、財政再生計画を策定しなければなりません。

箱根町の財政の健全度は？

上の表のとおり、すべての指標において早期健全化団体となる基準をクリアしています。

町の財政を取り巻く状況は依然として厳しいですが、各比率やほかの財務諸表の推移を見ながら、今後とも、健全な財政運営を行っていきます。

〈平成20年度決算における箱根町の財政の健全化判断比率〉
(%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
箱根町	—	—	10.4 (10.9)	146.2 (159.3)	—
早期健全化基準	14.21 (14.23)	19.21 (19.23)	25.00	350.00	20.00
財政再生基準	20.00	40.00	35.00		

◎表中の（ ）は平成19年度数値であり、（ ）のないものは平成19年度と同数値

◎実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字となっていないため、「—」の記号で表示してあります。

◎資金不足比率の対象となる会計は箱根町の場合、水道事業会計、下水道事業特別会計、温泉特別会計の3会計です。

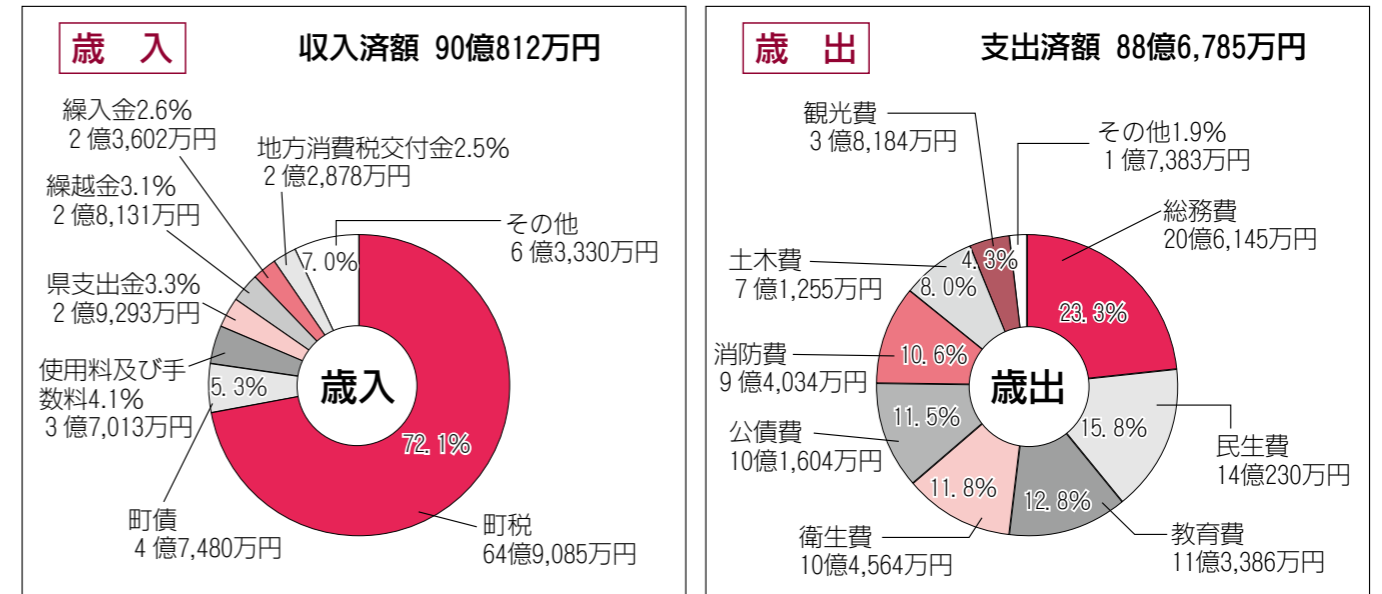
なお、各会計とも資金不足になっていないため、「—」の記号で表示しています。

平成20年度決算概要

一般会計は、予算現額93億9,818万円に対して、歳入決算額90億812万円、歳出決算額88億6,785万円で差引額1億4,027万円が翌年度繰越額となりました。

主な事業では、湯本幼児学園建設事業、仙石原太郎沢水路整備工事、大名行列衣装整備事業、消防車両整備事業など幅広く諸施策を実施しました。

照会先 財務課 ☎85-9563



特別会計

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険特別会計	17億5,110万円	17億4,439万円	99.6%	16億8,442万円	96.2%
老人保健特別会計	1億5,453万円	1億3,767万円	89.1%	1億4,012万円	90.7%
後期高齢者医療特別会計	2億7,300万円	2億4,165万円	88.5%	2億3,827万円	87.3%
介護保険特別会計	8億5,487万円	8億2,097万円	96.0%	8億841万円	94.6%
4財産区特別会計	628万円	723万円	115.1%	499万円	79.5%
温泉特別会計	1億7,120万円	1億8,044万円	105.4%	1億6,364万円	95.6%
育英奨学金特別会計	5,150万円	5,038万円	97.8%	4,696万円	91.2%
下水道事業特別会計	19億4,514万円	19億724万円	98.1%	18億5,734万円	95.5%

水道事業会計	収入		支出	
	収入予算額	収入済額	支出予算額	支出済額
収益	4億2,930万円	4億2,658万円	4億380万円	3億6,370万円
資本	8,340万円	8,296万円	3億320万円	2億6,641万円

町有財産の状況

出資金	3億6,611万円	土地	837万8,008㎡
基金	15億2,270万円	建物	13万3,858㎡

地方債の状況

一般会計	91億2,586万円
国民健康保険特別会計	1億2,000万円
温泉特別会計	7,990万円
下水道事業特別会計	77億1,246万円
水道事業会計	21億3,238万円
20年度末現在高	191億7,060万円

町議会11月臨時会

町議会11月臨時会は、11月4日・10日に開かれました。審議された議案の要旨は次のとおりです。

〈町長提出議案〉

◎専決処分の承認
平成21年度箱根町一般会計補正予算（専決第2号）において、新型インフルエンザワクチンの接種に関する事業実施要綱（平成21年10月13日付け厚生労働事務次官通知）に基づき予防接種を早急に執行するため、歳入歳出に698万円を追加し、総額を87億4,102万円としたことについて、承認されました。

◎箱根町職員の給与に関する条例等の一部改正
人事院勧告に基づき、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部が改正されたため、一般職の給料表や期末手当、勤勉手当の引き下げについて、条例の一部が改正されました。

◎特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
箱根町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正

一般職の職員の期末手当および

ひ勤勉手当について、支給率を引き下げたことに伴い、特別職および議会議員の期末手当についても同様の措置を講じるため、条例の一部が改正されました。

◎平成21年度箱根町一般会計および11特別会計歳入歳出決算の認定
平成21年度箱根町一般会計および11特別会計歳入歳出決算の認定については、引き続き審議が必要なため、決算特別委員会を設置し、閉会中の継続審査として付託されました。

◎電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長などを求める意見書の提出
この意見書は、3人の議員から提出されたもので、関係行政庁へ要望する意見書を提出することになりました。

〈報告案件〉
地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項および第22条第1項の規定により、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率および公営企業の資金不足比率について報告しました。

照会先 議事事務局 ☎85-9570